

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月12日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

秋月 聰二郎

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 経済産業省総合庁舎改修（24）

電気設備工事（電子入札対象案件）（電子

契約対象案件）

(3) 工事場所 東京都千代田区霞ヶ関1-3-

1

(4) 工事内容 本工事は次に掲げる電気設備工

事を施工する。

敷地面積 31,192m²

建物用途 庁舎

構造・階数・建物規模

①本館 S造一部SRC造 地上18階 地下

3階

延べ面積 52,678m²

②別館 SRC造、地上11階地下2階

延べ面積 59,742m²

工事種目 本館：電灯設備、発電設備、情報

表示設備、拡声設備、火災

報知設備

別館：情報表示設備、拡声設備、

火災報知設備

主な内容 電灯設備、火災報知設備の更新

(5)工期 本工事は、受注者の円滑な工事施

工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工

事である。詳細は入札説明書による。

工期：工事の始期から480日間（ただし、令和

6年12月1日（工事着手期限）までに工事を開

始すること）

(6) 使用する主要な資機材 別途設計図書等に

よる。

(7) 本工事は、申請時に技術提案を受け付け、
価格以外の要素と価格を総合的に評価して落
札者を決定する総合評価落札方式（技術提案
評価型S型）の工事である。また、品質確保
のための体制その他の施工体制の確保状況を
確認し、施工内容を確実に実現できるかどう
かについて審査し、評価を行う施工体制確認
型総合評価落札方式の試行工事である。

(8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案
を受け付ける契約後VE方式の試行工事であ
る。

(9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源
化等に関する法律」（平成12年法律第104
号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材
廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた
工事である。

(10) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入
札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いもの
は、4(1)担当部局へ理由を付して願い出て

承諾を得た場合に持参による資料の提出及び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）による紙入札方式に代えることができる。

(11) 本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。
なお、電子契約システムにより難いものは、4(1) 担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代えることができる。

(12) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合

を除く。

(13) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

(14) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

(15) 本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。

(16) 本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。

(17) 本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事であ

る。

(18) 本工事は、建設キャリアアップシステム

活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事で

ある。詳細は入札説明書による。

(19) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して

総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成

される特定建設工事共同企業体であって「競争参

加者の資格に関する公示」（令和6年6月12日

付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）により国

土交通省大臣官房官庁営繕部長から「経済産業省

総合庁舎改修（24）電気設備工事」に係る特定

建設共同企業体としての競争参加資格（以下「特

定建設工事共同企業体としての資格」という）の

認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満た

している単体有資格者もしくは経常建設共同企業

体であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165

号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない

者であること。

(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和 5 ・

6 年度における電気設備工事に係る一般競争

参加資格の認定を受けていること（会社更生

法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生

手続開始の申立てがなされている者又は民事

再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき

再生手続開始の申立てがなされている者につ

いては、手続開始の決定後、国土交通省大臣

官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく

一般競争参加資格の再認定を受けているこ

と。）。

(3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和 5 ・

6 年度における電気設備工事に係る一般競争

参加資格の認定の際に客観的事項（共通事

項）について算定した点数（経営事項評価点

数）が、1,100 点以上であること（2 (2) の再認

定を受けた者にあっては、当該再認定の際

に、経営事項評価点数が 1,100 点以上である

こと。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法に基づき再

生手続開始の申立てがなされている者（2

(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこ

と。

(5) 平成 21 年 4 月 1 日から、競争参加資格申請

書（以下「申請書」という）及び競争参加資

格確認資料（以下「資料」という）の提出期

限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次

の①の基準を満たす電気設備工事を元請けと

して施工した実績を有すること（当該実績が

平成 21 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房

官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所

（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究

学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理

部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注

した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事

成績を相互利用している各省庁が発注した工

事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明

書参照)」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和 3 年 3 月 11 日 国営計第 155 号、国営整第 197 号）における認定・表彰制度による認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

① 電灯設備を更新又は新設する工事で次の内

容を含むもの。

・明るさセンサによる照度制御及びスケジ

ュール制御

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企

業体である場合は、構成員のうち 1 社は平成 21

年 4 月 1 日から、申請書及び資料の提出期限の日

までに完成し、引渡しが済んでいる①の基準を満

たす電気設備工事を元請として施工した実績を有

し、その他の構成員は平成 21 年 4 月 1 日から、

申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引

渡しが済んでいる次の②の基準を満たす電気設備

工事を元請として施工した実績を有すること（当

該実績が平成 21 年 4 月 1 日以降に完成した大臣

官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所

（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園

都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は

沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港

湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用

している各省庁が発注した工事で「工事成績相互

利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和 3 年 3 月 11 日 国営計第 155 号、国営整第 197 号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

② 電灯設備を更新又は新設する工事で次の

- 内容を含むもの。
 - 明るさセンサによる照度制御

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監

理技術者を当該工事に専任で配置できること

(経常建設共同企業体にあっては構成員のう

ち1社が次の条件を満たす主任技術者又は監

理技術者を配置すればよい。)。

なお、複数の技術者を申請することができる

が、申請された技術者のうち次に掲げる基準

を満たしていない技術者がいた場合は、その

技術者以外の者を配置予定技術者とすること

を条件として競争参加資格がある事を確認す

るものとする。

① 1級電気施工管理技士又はこれと同等以上

の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する

者」とは、技術士（電気電子部門、建設部門

又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電

子」又は「建設」とする者）に合格した者）

又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電

気工事施工管理技士と同等以上の能力を有す

ると認定した者とする。

ただし、特定建設共同企業体の代表者以外の構成員の配置予定技術者は、国家資格を有する主任技術者であること。

- ② 平成 21 年 4 月 1 日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる 2 (5)②の基準を満たす電気設備工事で元請としての経験（工期の 1／2 を超える連続した期間従事しているものに限る。建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が 2 (5)②の基準を満たす電気設備工事であることを確認できる場合に限る。）を有する者であること。ただし、当該経験が平成 21 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した

工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に

該当するものである場合には、工事成績の評

定点が 65 点未満の工事は経験として認めな

い。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体

の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含

む。）の構成員としての経験は、出資比率が

20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業

体の構成員としての経験は、分担工事額の比

率にかかわらないものとするが、協定書によ

る分担工事における経験に限る。「海外認

定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事

等における入札・契約手続の運用について

（令和 3 年 3 月 11 日 国営計第 155 号 国営

整第 197 号）における認定・表彰制度により

認定された工事のほか、海外工事の実績につ

いても評価の対象とする（入札説明書参

照）。

ただし、特定建設工事共同企業体である場合

は代表者の監理技術者が、上記の条件を満た

していればよい。

③ 平成 21 年 4 月 1 日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成 21 年 4 月 1 日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、1 年未満の場合は切り上げた期間とする。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証裏面を含む。）を有する者であること。

⑤ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされな

い場合には入札に参加できないことがある

(入札説明書参照)。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の

時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

(昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省営管第 124

号) に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営

繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は

沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事

のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁

営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北

海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建

設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員で

あつたもの、又は工事成績を相互利用してい

る各省庁が発注した「工事成績相互利用適用

対象工事」に該当する工事で、令和 3 年 10

月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までに完成し

た工事がある場合においては、当該工事種別

に係る工事成績の評定点の平均が 60 点以上

であること（入札説明書参照）。

- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。）でないこと（入札説明書参照）。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本關係又は人的關係がないこと（入札説明書参考照）。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (12) 提出された技術提案が適正であること。

3 総合評価に関する事項

- (1) 評価項目

① 施工体制

② 「執務室照明の更新工事における施工品

質の向上に関する取組」に係る具体的な

技術提案

③ 「火災報知設備の機能を維持しながらの

更新工事における施工品質の向上に関する

取組」に係る具体的な技術提案

④ 貸上げの実施に関する評価

(2) 総合評価の方法

① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記

載された要求要件を実現できると認めら

れる場合には、標準点 100 点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

上記(1)の各項目を評価し、施工体制評

価点及び加算点を与える（入札説明書参

照）。

③ 評価値

総合評価は、予定価格の制限の範囲内

の入札参加者について、上記①、②によ

り得られる標準点と施工体制評価点及び
加算点の合計を当該入札者の入札価格で
除して得た数値（以下「評価値」とい
う）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及
び加算点）／入札価格

(3) 落札方法

① 入札参加者は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の
要件に該当する者のうち、上記(2)によっ
て算出された評価値の最も高い者を落札
者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内である
こと。

(イ) 提案が最低限の要求要件（標準案）を
満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点を予定価格で除し
た数値（「基準評価値」）に対して下
回らないこと。

② 上記①において、評価値の最も高い者
が2人以上あるときは、該当者にくじを

引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

(中央合同庁舎第 2 号館 13 階)

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課 契約

第二係

電話 03-5253-8111 (内 23-153)

メールアドレス hqt-kantyoueizen-

keiyaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

原則として電子入札システムにより交付す

る。交付期間は、令和 6 年 6 月 12 日(水)か

ら令和 6 年 9 月 26 日(木)まで(行政機関の

休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)

第 1 条に規定する行政機関の休日(以下「休

日等」という)を除く。)。

なお、入札に必要な図面等については貸与

とするので入札説明書参照のこと。

ただし、やむを得ない事由により、上記交

付方法による入手ができない場合は、下記①

の期間内に、記録媒体(CD-R 等)を 4 (1) 担

当部局に持参又は郵送等することにより電子

データを交付するので、4 (1) 担当部局へ

その旨連絡すること。持参による場合は、4

(1) 担当部局に記録媒体（未使用のもの）

を持参すること。郵送等による場合は、4

(1) 担当部局に記録媒体、返信用の封筒(切手

を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かる

ものを同封して送付すること。

① 交付期間 令和6年6月12日(水)から

令和6年9月26日(木)の間(休日等を除

く。)の9時30分から18時15分まで。

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出

方法

令和6年6月12日(水)から令和6年7月

16日(火)の間(休日等を除く。)の9時00分

から17時00分まで。原則として電子入札シ

ステムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、4(1)に持参することにより行うものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。持参の場合の受付時間は9時30分から18時15分まで（最終日は17時00分まで。）とする。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期

間、場所及び方法

令和6年9月10日(火)から令和6年9月26日(木)の間（休日等を除く。）の9時30分から17時00分まで。ただし、令和6年9月26日(木)は13時00分までとする。

提出先 4(1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和6年9月26日(木)13時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承

諾を得た場合は、4(1)に持参又は郵送等

により提出すること。

なお、持参又は郵送等による入札の受領

期限は、令和6年9月26日(木)13時00分

(必着)とする。

開札は、令和6年9月30日(月)10時30

分。大臣官房官庁営繕部入札室において行

う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本

語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付 (保管金の取扱店

日本銀行虎ノ門代理店 (みずほ銀行虎ノ

門支店))。ただし、利付国債の提供 (保管

有価証券の取扱店 日本銀行虎ノ門代理

店 (みずほ銀行虎ノ門支店))又は銀行

等の保証 (取扱官庁 国土交通省大臣官

房官庁営繕部) をもって入札保証金の納

付に代えることができる。入札保証保険

契約の締結を行い、又は契約保証の予約

を受けた場合は、入札保証金を免除す

る。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店

日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ

門支店）。ただし、利付国債の提供

（保管有価証券の取扱店（みずほ銀行虎

ノ門支店）又は金融機関若しくは保証

事業会社の保証（取扱官庁 国土交通省

大臣官房官庁営繕部）をもって契約保証

金の納付に代えることができる。また、

公共工事履行保証証券による保証を付

し、又は履行保証保険契約の締結を行つ

た場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の

した入札、申請書又は資料に虚偽の記載を

した者のした入札及び入札に関する条件に

違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある（入札説明書参照）。

- (5) 配置予定監理技術者の確認
- 落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられて
いる工事において、低入札価格調査基準価
格を下回った価格をもって契約するとき
は、専任の監理技術者とは別に、同等の要
件を満たす技術者の配置を求めることがあ
る（入札説明書参照）。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契
約を当該工事の請負契約の相手方との随意
契約により締結する予定の有無 無。

(10) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限
る。）のヒアリングを実施するとともに、
ヒアリングに際して追加資料の提出を求め
ることがある（入札説明書参照）。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 4

(1)に同じ。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者
の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の

認定を受けていない者も上記4（3）により

申請書及び資料を提出することができる

が、競争に参加するためには、開札の時に

おいて、当該一般競争参加資格の認定を受

け、かつ、競争参加資格の確認を受けてい

なければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請

は、「競争参加者の資格に関する公示」

（令和4年10月3日付け国土交通省大臣官

房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕

部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当

該者が経常建設共同企業体である場合にお

いては、その代表者。）の本店所在地（日

本国内に本店がない場合においては、日本

国内の主たる営業所の所在地。以下同

じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出

場所において、隨時受け付ける。

（13）配置予定技術者の技術提案に対する理解

度を確認する必要がある場合にヒアリング

を実施する事がある。

(14) 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。ただし、競争参加資格が無いと判断された者は通知しない。

(15) 今回の工事に関しては現地確認を令和6年6月20日(木)から令和6年6月21日(金)の2日間に実施する。確認日時は発注側で指定するものとする（入札説明書参照）。

(16) 電子入札システム操作・接続確認等の問い合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク

03-3798-9476

国土交通省電子入札システムHP

<https://www.e-bisc.go.jp>

(17) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity : Akizuki

Sojiro , Director

General of Government Buildings

Department,

Minister's Secretariat, Ministry of

Land, Infrastructure, Transport and

Tourism

(2) Classification of the services to be

procured: 41

(3) Subject matter of the contract:

Electrical equipment repair work of Ministry

of Economy, Trade and Industry

(4) Time-limit for the submission of

application forms and relevant

documents for the qualification : 5:00

P.M. 16 July 2024

(5) Time-limit for the submission of

tenders by electronic bidding system:

1:00 P.M. 26 September 2024

(tenders should be brought with or

submitted by mail 1:00 P.M. 26

September 2024)

(6) Contact point for tender

documentation: Administration Division,

Government Buildings Department,

Minister's Secretariat, Ministry of

Land, Infrastructure, Transport, and

Tourism 2-1-2, Kasumigaseki Chiyoda-ku

Tokyo 100-8918, TEL +81-3-5253-8111

ex. 23-153

E-mail hqt-kantyoueizen-

keiyaku@gxb.mlit.go.jp